

# 新型コロナウイルス感染症対策にかかる基本方針

令和3年3月13日

土庄町長 三枝 邦彦

令和2年3月28日に、国において決定された、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、国、県、町がそれぞれの役割を果たすべく、対策を講じて来ました。

政府においては、昨年4月7日に、東京都など7都道府県を特定警戒区域とした緊急事態宣言が発令され、さらに年末年始の首都圏における感染拡大を受け、令和3年1月7日に、東京都他3県を特定警戒区域として、再度緊急事態宣言を発令し、未だ緊急事態解除宣言には至っていない状況です。

昨年5月25日に、最初の緊急事態解除宣言が発出されて以降、香川県においては、香川県対処方針に沿って感染拡大の状況を鑑み、都度、期間を定めて、住民の皆さんに協力要請等をしてまいりました。その後、今年2月20日から「感染警戒期」として、感染拡大防止対策を実施してきたところですが、香川県の定める指標に基づき3月13日から「準感染警戒期」に移行することとしています。

土庄町においては、昨年7月に1例目感染者が判明の後、感染拡大防止に不断の努力をしてまいりました。町民の皆さんのご協力のもと、1月に町内で感染者が発生して以降、新たな感染者の発生はありません。

これらの状況の中、国、県の動向を鑑み、基本方針を以下のように変更します。

なお、この方針は、現時点での対応となりますので、今後の感染拡大の状況、国・県の方針を踏まえ、更新してまいります。

## 基本方針

1. 感染拡大防止のための「新しい生活様式」の徹底を推進するとともに、県の対処方針に基づいた協力依頼等に応じる。
2. 町主催の催物（イベント等）の開催については、「新しい生活様式」や、業種ごとに策定される感染拡大防止ガイドライン等に基づく適切な感染防止対策を講じることを前提に、県が策定する「催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針」に沿った概ね2分の1程度の参加人数等を目安に、そのイベント毎の性質を判断の上、開催するものとする。
3. 公共施設を利用する民間・団体主催の集会やイベント等については、2.と同様の要件による開催の形態とするよう協力を依頼する。